

令和6年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月9日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 附属機関の設置に関する条例 新旧対照表	1

1 附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	附属機関の属する執行機関	附属機関	設置目的	委員の数
知事	(略)	(略)	(略)	知事	(略)	(略)	(略)
	神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	(略)		神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求め_____につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する_____こと。	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)